

都市計画法施行令第25条第6号ただし書きの運用基準

(都市計画法施行令第25条第6号ただし書きの適用により公園の設置を不要と判断する基準)

1 「都市計画法施行令第25条第6号ただし書き」の運用における、「開発区域の周辺に相当規模の公園、緑地又は広場が存する場合」とは、開発区域の面積が1ha未満の開発行為であり、なおかつ次のいずれかに該当する場合に適用する。

(1) 別表1に定める大字内において、公園等からの距離が次の表の左欄に掲げる公園面積に応じた、それぞれ同表の右欄に定める範囲内であること。

公園等の面積	境界からの距離
100㎡以上1,000㎡未満	250m
1,000㎡以上1ha	500m
1ha以上	1km

ただし、この場合、開発区域と公園の間は、高速道路、河川、鉄道その他利用者の通行を分断するものにより、妨げられることなく利用できる状態にあること。

(2) 当該開発区域が、土地区画整理事業又は開発許可により面的な整備事業が施行された区域内の土地等、公園等が周辺において既に適正に確保された土地の二次的な開発行為。

(3) その他の理由により、町長が公園の設置を不要と判断する場合。

附則 この基準は、令和3年10月1日から施行する。

別表 1

都市計画法施行令第 25 条第 6 号ただし書きの運用基準第 1 項に適用する大字

大字名
大字齋宮
大字竹川
大字平尾
大字金剛坂
大字池村
大字上村
大字馬之上
大字坂本
大字佐田
大字明星
大字新茶屋
大字上野
大字菘村
大字有爾中
大字大淀
大字大淀甲の一部
大字大堀川新田